

令和元年 8月 5日から

令和元年 8月 5日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

令和元年標茶町議会第3回臨時会会議録目次

第 1 号（ 8 月 5 日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
議案第41号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	4
議案第42号 標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第43号 標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第44号 標茶町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について	22
議案第45号 標茶町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第46号 固定資産評価員の選任について	26
閉議の宣告	27
閉会の宣告	27

令和元年第3回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和元年8月5日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第41号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 5 議案第42号 標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第43号 標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第44号 標茶町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第45号 標茶町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第46号 固定資産評価員の選任について

○出席議員（13名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 類 瀬 光 信 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 4番 松 下 哲 也 君 |
| 5番 熊 谷 善 行 君 | 6番 鈴 木 裕 美 君 |
| 7番 舘 田 賢 治 君 | 8番 深 見 迪 君 |
| 9番 本 多 耕 平 君 | 10番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 11番 鴻 池 智 子 君 | 12番 後 藤 勲 君 |
| 13番 菊 地 誠 道 君 | |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 吉 彦 君 |
| 副 町 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 正 行 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 武 山 正 浩 君 |
| 税 務 課 長 | 服 部 重 典 君 |

管 理 課 長	村 山 裕 次 君
農 林 課 長	長 野 大 介 君
住 民 課 長	伊 藤 順 司 君
保 健 福 祉 課 長	石 塚 剛 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	多 津 美 悟 君
水 道 課 長	平 間 正 通 君
育 成 牧 場 長	常 陸 勝 敏 君
病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
や す ら ぎ 園 長	中 村 義 人 君
農 委 事 務 局 長	相 撲 浩 信 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	蠣 崎 浩 一 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君
中 央 公 民 館 長	松 本 修 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	小 野 寺 一 信 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(菊地誠道君) ただいまから令和元年標茶町議会第3回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員13名であります。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
4番・松下君、 5番・熊谷君、 6番・鈴木君
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせて行政報告を求めます。
町長・佐藤君。

- 町長(佐藤吉彦君)(登壇) 第3回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まずはじめに本臨時会の招集理由でございますが、本年10月1日から消費税及び地方消費税をあわせた税率が8%から10%に引き上げられることに伴う、関係条例の一部を改正する条例について議決をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

本年6月第2回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきと存じます。

以上で今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第41号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第41号を議題といたします。

本案について、提案内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第41号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）が平成28年11月28日に公布され、消費税率8%から10%への引き上げの施行日が平成31年10月1日、現行でございますと令和元年10月1日とされたことから、本町といたしましても、税負担を適正に転嫁する観点から使用料等に関する規定を改めたいとするものでございます。

なお、関係する条例の一括提案とさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第41号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをお開きください。

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（標茶町公民館条例の一部改正）

第1条 標茶町公民館条例（昭和40年標茶町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条は使用料で第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（町有バスの運行等に関する条例の一部改正）

第2条 町有バスの運行等に関する条例（昭和46年標茶町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条は使用料で第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(標茶町開発センター条例の一部改正)

第3条 標茶町開発センター条例(昭和46年標茶町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条は使用料で第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(標茶町道路占用料徴収条例の一部改正)

第4条 標茶町道路占用料徴収条例(昭和47年標茶町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条は占用料の額で、第1項ただし書は占用料の期間が1カ月未満の占用料の規定となります。

第2条第1項ただし書中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(標茶町育成牧場条例の一部改正)

第5条 標茶町育成牧場条例(昭和47年標茶町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第8条は使用料及び手数料で「100分の108」を「100分の110」に改める。

(標茶町集会施設等条例の一部改正)

第6条 標茶町集会施設等条例(昭和49年標茶町条例第41号)の一部を次のように改正する。

第6条は使用料で目的外使用に係る使用料の規定でございます。

第4号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(標茶町酪農センター条例の一部改正)

第7条 標茶町酪農センター条例(昭和51年標茶町条例第47号)の一部を次のように改正する。

第6条は使用料で第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(標茶町勤労者会館条例の一部改正)

第8条 標茶町勤労者会館条例(昭和53年標茶町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条は使用料で「100分の108」を「100分の110」に改める。

(標茶町林業センター条例の一部改正)

第9条 標茶町林業センター条例(昭和54年標茶町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条は使用料で第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(標茶町下水道条例の一部改正)

第10条 標茶町下水道条例(昭和61年標茶町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第16条は使用料の算定方法で第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(標茶町農村集落環境(構造)改善センター条例の一部改正)

第11条 標茶町農村集落環境(構造)改善センター条例(昭和63年標茶町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条は使用料で第2号は目的外使用に係る規定でございます。

第2号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(標茶町バスターミナル設置及び管理運営に関する条例の一部改正)

第12条 標茶町バスターミナル設置及び管理運営に関する条例(平成2年標茶町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条は使用料で第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(自然公園塘路湖休憩施設設置及び管理運営に関する条例の一部改正)

第13条 自然公園塘路湖休憩施設設置及び管理運営に関する条例(平成4年標茶町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条は使用料で営利を目的とした使用に係る部分を改めるもので、第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(標茶町キャンプ場設置及び管理運営に関する条例の一部改正)

第14条 標茶町キャンプ場設置及び管理運営に関する条例(平成4年標茶町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条は使用料で第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(標茶町コンベンションホール条例の一部改正)

第15条 標茶町コンベンションホール条例(平成5年標茶町条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条は使用料で第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(標茶町多和平観光物産展示施設設置及び管理運営に関する条例の一部改正)

第16条 標茶町多和平観光物産展示施設設置及び管理運営に関する条例(平成6年標茶町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条は使用料で第1項ただし書は営利目的の使用に係る規定でございます。

ただし書中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(標茶町世代交流センター条例の一部改正)

第17条 標茶町世代交流センター条例(平成7年標茶町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条は使用料で第2号は目的外使用に係る規定でございます。

第2号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(標茶町弥栄国際交流館条例の一部改正)

第18条 標茶町弥栄国際交流館条例(平成10年標茶町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条は使用料で第2号は目的外使用に係る規定で、第2号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部改正)

第19条 標茶町スクールバスの運行等に関する条例(平成16年標茶町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条は使用料で第2項は住民利用に係る規定でございます。

第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第20条 標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成6年標茶町条例第33号)の一部を次のように改正する。

議案資料の20ページをお開きください。

第2表 収集運搬手数料

区分、エアコン、室内機、町が戸別収集するとき820円を830円に。室外機、町が戸別収集するとき1,690円を1,720円に。町の指定する集積場所まで自己搬入するとき660円を670円に。

テレビ、20型未満、町が戸別収集するとき770円を780円に。20型以上、町が戸別収集するとき1,490円を1,510円に。

電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、150リットル未満、町が戸別収集するとき920円を930円に。150リットル以上、町が戸別収集するとき1,590円を1,620円に。町の指定する集積場所まで自己搬入するとき560円を570円に。

電気洗濯機及び衣類乾燥機、町が戸別収集するとき1,800円を1,830円に。町の指定する集積場所まで自己搬入するとき770円を780円に改めるものです。

議案の7ページにお戻りください。

(標茶町体育施設等使用料条例の一部改正)

第21条 標茶町体育施設等使用料条例(平成18年標茶町条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第8までを次のように改める。

議案資料の22ページをお開きください。

別表第1、区分、標茶町水泳プール・標茶町地域交流館、個人使用1回券一般300円を310円に。回数券(12枚綴)一般3,080円を3,140円に。シーズン券一般4,620円を4,710円に。70才以上3,080円を3,140円に。専用使用料、全館、標茶水泳プール、高校生以下3,590円を3,660円に。一般5,140円を5,230円に。上記以外、高校生以下2,570円を2,610円に。一般3,590円を3,660円に。1コース、高校生以下710円を730円に。一般1,020円を1,040円に改めるものです。

別表第2、区分、標茶町農業者トレーニングセンター、個人使用、アリーナ・トレーニ

ング室回数券（12枚綴）、一般1,540円を1,570円に。6カ月券、一般1,540円を1,570円に。70歳以上1,020円を1,040円に。専用使用、アリーナ全面、施設使用料、高校生以下510円を520円に。一般710円を730円に。照明料、高校生以下300円を310円に。一般300円を310円に。暖房料、高校生以下1,020円を1,040円に。一般1,020円を1,040円に。半面、施設使用料、高校生以下250円を260円に。一般350円を360円に。暖房料、高校生以下510円を520円に。一般510円を520円に。研修室、暖房料、300円を310円に改めるものです。

次のページをお開きください。

別表第3、区分、標茶町多目的運動広場、運動場、専用使用、Aグラウンド、施設使用料、高校生以下350円を360円に。一般510円を520円に。Bグラウンド、施設使用料、高校生以下350円を360円に。一般510円を520円に。照明料、高校生以下710円を730円に。一般710円を730円に。野球場、専用使用料、施設使用料、高校生以下770円を780円に。一般1,020円を1,040円に。シーズン券、一般6,170円を6,280円に。アイスホッケーリンク、専用使用料、施設使用料、高校生以下350円を360円に。一般510円を520円に。照明料、高校生以下300円を310円に。一般300円を310円に改めるものです。

別表第4、区分、標茶町武道館、個人使用、道場、回数券（12枚綴）、一般1,540円を1,570円に。6カ月券、一般1,540円を1,570円に。70歳以上1,020円を1,040円に。専用使用料、道場、全面、施設使用料、高校生以下510円を520円に。一般710円を730円に。照明料、高校生300円を310円に。一般300円を310円に。暖房料、1,020円を1,040円に。一般1,020円を1,040円に。半面、施設使用料、高校生以下250円を260円に。一般350円を360円に。暖房料、高校生以下510円を520円に。一般510円を520円に。研修室、使用料、一般250円を260円に。暖房料、高校生以下300円を310円に。一般300円を310円に。調理室、暖房料、高校生以下300円を310円に。一般300円を310円に改めるものです。

別表第5、区分、標茶町全天候型多目的町民ふれあいプラザ、個人使用、アリーナ回数券（12枚綴）、一般1,540円を1,570円に。6カ月券、一般1,540円を1,570円に。70歳以上1,020円を1,040円に。専用使用料、アリーナ、施設使用料、高校生以下510円を520円に。一般710円を730円に。照明料、高校生以下610円を620円に。一般610円を620円に。暖房料、高校生以下1,020円を1,040円に。一般1,020円を1,040円に改めるものです。

別表第6、区分、標茶町野外アリーナ、個人使用、アリーナ、回数券（12枚綴）、一般2,050円を2,090円に。専用使用料、アリーナ、施設使用料、高校生以下710円を730円に。一般1,020円を1,040円に改めるものです。

次のページです。

別表第7、区分、標茶町地域交流館、個人使用、回数券（12枚綴）、一般1,540円を1,570円に。シーズン券、一般1,540円を1,570円に。70歳以上1,020円を1,040円に。専用使用料、一般300円を310円に改めるものです。

別表第8、区分、常盤パークゴルフ場、個人使用、1回券、一般300円を310円に。回

数券（12枚綴）、一般3,080円を3,140円に。シーズン券、一般6,170円を6,280円に。70歳以上4,110円を4,180円に改めるものです。

議案の12ページにお戻りください。下から3行目になります。

（標茶町博物館条例の一部改正）

第22条 標茶町博物館条例（平成30年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1は観覧料、別表第2は使用料になります。

別表第1及び別表第2中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は令和元年10月1日から施行する。

（町有バス使用料に関する経過措置）

2 第2条の規定による改正後の町有バスの運行等に関する条例施行の際現に旧条例第2条第2項の規定により発行されている定期券は新条例第2条第2項の規定により発行された定期券とみなす。

（下水道使用料に関する経過措置）

3 第10条の規定による改正後の標茶町下水道条例第16条第1項の規定にかかわらず、施行の日前から継続して使用している者の令和元年10月検針の下水道使用料については、なお従前の例による。

（スクールバス使用料に関する経過措置）

4 第19条の規定による改正後の標茶町スクールバスの運行等に関する条例施行の際現に旧条例第6条第2項の規定により発行されている定期券は、新条例第6条第2項の規定により発行された定期券とみなす。

（体育施設等使用料に関する経過措置）

5 第21条の規定による改正後の標茶町体育施設等使用料条例施行の際現に旧条例別表の規定により発行されている利用券は、新条例別表の規定により発行された利用券とみなす。

（経過措置の原則）

6 この条例による改正後の第1条、第3条、第6条から第9条まで、第11条、第14条及び第15条、第17条並びに第18条、第22条の規定について、施行の日前になされた使用の許可その他これに類する行為に係る使用料については、なお従前の例による。

以上で、議案第41号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○7番（館田賢治君） 議案41号、消費税2%上がるということでございます。

まず一つお聞きしておきたいのは、41号の中で国に納めなきゃならない消費税、そして国に納めなくても済む消費税、それから今庁舎内の中で行政事務をやっている皆さん方の中に非課税の、それがどういうふうなものなのか。この条例を提案したやつにゆっくりと1条、1条ですぬ中を答えていただきたい。そして答えたあとになぜ、仮にですよ、払わなくていいものと払うものがあるのであれば、どういう理由で払わなくていいのか、理由があるはずです。どういう理由で払わなくていいのか、どういうものは払うのか、それを分けてですぬ答弁をしていただきたい。

もう一ついつも疑問に思っていて、ここで言わなくていい話なんですけど、消費税を108から110にしたときに、8%したときも標茶町は10円単位で切り捨てています。切り捨てていない町村もあるようです。うちは切り捨てているからその分いいんですけど。なにかこれは特別な約束事がうちの中であってやっているのかどうなのか、それもお聞きをしておきたいと思います。

それから条例の道路の占用料の関係でありますけれども、占用料、年間どのくらいあるのか。ここは占用料で出ていますけれども、土木使用料の中にはいつているんだなど、思いますけれども金額が大体どのくらい入っているのか。それからもう一つ、標茶町の育成牧場は使用料も発生します。そして手数料も発生していますね、これ両方発生している、牧場は。予算書を見ればわかるんでないかと事務局から言われるかもしれないけど、まあ予算書も持ってきていない、議案で議論しているから。どんなふうに分かれているのか。それから勤労者会館が富士町内会の方々が使っているから、これも使用料としていただいているのかなと思うのですが。あそこに貸しているどこかの事務局が入っていますけれども、そこは何かの使用料をいただいているのか。それから林業センターも同じです、いまの質問と。それと下水道事業がこの特別会計の中にあります。これ使用料としてあがってますよね。これから審議をされるであろう上水道会計事業と町民は一体の請求書をいただいております。いま一番初めに私が質問したやつと関連はしてくるんですけども、この下水道事業がこの使用料としてここで取り扱って上がってきているわけですけども、今後この事業はおそらく企業会計的なものになっていくんでないかなと思いますけれども。それはまた別としてこの下水道事業の考え方っていうか、それからまたこの使用料としての取り扱いの考え方をお聞きしておきたいなと思います。それとですぬ使用料の中での民生使用料、例えば敬老荘の関係だとかああいうのはどのような取扱いになるのか。今の言った件を第1回目の質問としてお答えをいただきたいなと思います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） かなり多くの質問をされましたので、私の答えられる部分についてお答えしたいと思います。

まずはじめに国に納めなければならない消費税というご質問でございました。平成30年

度予算ベースで行きますと、消費税8%でございましたので、歳出の部分で工事請負費、委託料、物品、その他すべて町からお金が出る部分については、消費税を含めて出しておりますので、30年度予算ベースでだしている消費税ということであれば8%の部分で行くと2億7,300万ほど支払っているということになります。町から直接、国に払う部分ではございませんが、各業者さん、課税業者か課税業者でないかを問わず消費税を加算して支払ってございますので、2億7,300万ほどと見込んでおります。

納めなくてもいい消費税というご質問でございましたが、使用料としていただいている部分で行くと先ほど説明した使用料がございませけれども、平成30年度決算ベースで使用料等が5億3,900万円ほどございます。そのうちの消費税の額でございませが、8%相当額としてみると3,990万円ほどが町に入ってきている税というふうにして見込んでおります。

払わなくてもいい理由でございませけれども、一応、地方公共団体も消費税の課税団体になっております。これは消費税法の第60条に規定がございませけれども、ただし記帳、申告納税の義務が免除されているということにはなっておりますけれども、一応課税業者ということにはなっておりますので、消費税は適正に転嫁していただかなければならない。ただし仕入控除等との相殺で結局支払額が発生しないという規定になってございませるので、支払額が発生しないということになってございませ。

それと課税、非課税の部分のお問い合わせがあったかと思ひませけれども、使用料等の部分での課税部分でいきますと、先ほど説明した道路占用料の1カ月未満の場合、河川使用料も含めて1カ月未満の場合に限りますけれども、かかると。

あと農業集落排水使用料ですとか下水道使用料、あと墓地管理料ですとか水道使用料等々がかかります。公園使用料、公民館使用料とかもかかってくる……

(「かかってくるやつをゆっくり何条、何条って言ってくれないか」の声あり)

○企画財政課長(武山正浩君) 41号でご提案した条例は全て消費税がかかるということで、ご提案申し上げております。

(「全てかかるの、国に払うの、みんな」の声あり)

○企画財政課長(武山正浩君) ですから先ほど申し上げたとおり、いただいた部分ではあっても、納めなくてもいいということになっておりますので、支払ってはいないということになっております。それと、非課税と思われる……

(「ちょっと休憩して」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時41分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 消費税、国に払わなければならない条例等についてというお問い合わせでございますが、41号の議案でご提案申し上げている中では4ページに記載の第10条、標茶町下水道条例の使用料の部分がですね国に消費税納める形になりますが、それ以外の部分につきましては国に納める部分はありません。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 先ほど道路占用料はいくらかというご質問がございましたのでお答えいたします。

道路占用料につきましては、ことしの4月に請求している部分でいきますと、大きいのが北海道電力の電柱の占用料、これにつきましては本柱と支線柱あわせて407万9,000円。あと電話関係ですね、NTTとかソフトバンク、KDDIも含めまして、これも電柱、あと支線柱、共架している線の占用料ということで285万7,000円。

あと一般の部分で看板とか標識類で2万8,000円。あと管路、これは温泉管の占用なんですけども、管路の占用料として1万300円。合計で697万5,000円余りが道路占用料として収入がある部分でございます。

ただしこの部分につきましては占用期間がひと月に満たないものにしか消費税がかかりますので、いずれも消費税は課税されておりません。

以上で説明終わります。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 消費税の算定にあたって、消費税の額が端数の部分で10円未満の10円で切っているとこの部分のお問い合わせがございましたけれども、特にどうしなければならないという規定はありません。

本町の場合は全て条例において、その金額に10円未満の端数が生じたときはその端数の金額を切り捨てるものとするということで10円未満は切り捨ててございます。添付の新旧対照表をみていただければわかるのですけれども、その条項全てにおいて10円未満の端数を切り捨てるということにしております。

8%、10%で掛けた場合に端数を切り上げた場合、その税率よりも高くなってしまう場合もありますので、納税者優位という部分から考えると端数は切り捨てていくという考えで本町のほうは10円未満を切り捨てているということで、全ての使用料、手数料について10円未満切り捨てるということでやってございます。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 育成牧場の使用料、手数料の関係についてのご質問もありましたのでお答えいたします。

使用料、手数料、牧場については2つございます。使用料につきましては、施設の使用

料という名目でございまして、哺育それから放牧期の施設使用料、あとは冬季舎飼の舎飼使用料、あと通年でお預かりをさせていただいている通年の使用料、主に使用料としてはそういう名目になっております。

それから手数料でございしますが、人工授精捕獲手数料、臨時捕獲手数料という2つの項目がございまして、人工授精のときに牛を捕獲するという作業がございしますので、それ1回につき手数料をいただくという名目になってございます。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） 勤労者会館にかかる部分のご質問にお答えしたいと思います。

事務所として使われている団体というご質問でございましたので、2つございます。

1つは標茶町高齢者事業団、もう一つは標茶町地区連合会というふうになってございます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 福祉施設、敬老荘の関係でのご質問にお答えしたいと思います。

敬老荘につきましては、建物貸付ということで消費税の課税対象外になってございますのでよろしく申し上げます。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

住民課が所管する消費税の課税・非課税の事務につきまして、お答えしたいと思います。

まず課税の部分でございしますが、ごみ処理手数料で今回の部分については課税対象ということでございます。ごみ処理手数料については10円未満なので、今回提案申し上げてないというところでございます。

それから改正を要しない条例等でございますけれども、基本的には狂犬病予防法関連、それから火葬場関連、それから墓地、霊園関連。これらにつきましては、地方公共団体が法令に基づき行う行政事務ということで、非課税ということでございます。

なお、墓地、霊園の関係でございしますが使用料については土地の貸付が1カ月を超える部分でございしますので非課税としてございまして、管理料につきましては10円未満のため今回改正を要していないというところでございます。

それからご質問にありました手数料関係でございしますが、戸籍・住民票等の交付手数料につきましては、先ほど申しあげましたとおり地方公共団体が実施する行政事務の手数料ですので、こちらは非課税という判断であります。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） お答えします。

先ほど上水・下水ということでお話ありましたので、今回は下水だけなんですけれど、上水のほうも含めてお話させていただきます。

課税の対象につきましては、上水・簡水・下水道の使用料、農業集落排水使用料が課税対象となります。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 10時50分

再開 10時51分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） 先ほど一体となっているということで上水・下水について説明いたします。

まず、課税対象につきましては上水、簡易水道料金、下水道使用料、農業集落排水使用料が課税になります。非課税対象につきましては、工事指定店の手数料、給水装置工事審査手数料、下水道事業者等登録事務手数料、浄化槽法等検査手数料、浄化槽清掃許可手数料が非課税対象となります。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 先ほど林業センターの使用料の関係についてですが、森林組合の事務所で使っている部分については、長期使用ということで別途料金をいただいているような状況になっています。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） 先ほどお答えした部分で訂正させてもらいたんですけど、先ほどお答えしました勤労者会館の部分も先ほどの林業センターと同じように長期的使用という観点での使用料をいただいているところがございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○7番（館田賢治君） 消費税を払うやつと払わないやつはわかりました。最後に消費税をもう一度払わなくてもいいんだよという、国と地方自治体との何かがあると思っている。それは先ほど武山課長が冒頭それらしきことを一生懸命言っていたから、ああそうかなというふうに聞いていたんですけど、もう一度聞きます。払わなくてもいい自治体と約束かなにか、みなし的にちゃらにすると、ちゃらにしますよと。企業会計のほうは例えば病院にしても上水道にしても消費税は借受けと仮払いがあつてちゃんと払わなきゃならないも

のは払う、逆に反対になった場合は還付を受けるんでしょう。だから払わなくてもいい理由ってというのは企業会計のような大きく言えば理由があって、うちのほうは払わなくてもいいということになっているという理解しているんですけども、それをもう一度理由を説明してください。その説明で質問は終わりますけれども、ただ一つ残りは町長の考え方になるかどうかわからないけれど、下水道と上水道の関係というのが今回は消費税の関係で発生しているけれども、今後は消費税を払うということになると、企業会計か上水道と下水道と一緒にするようなそんな会計ができるかできないかわからないけど、何か考えなきゃならないと思うんですけど、そのへんは町長の考え方もお聞かせしてその答えがそれであれば、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

一応、消費税法の中に第60条第1項では一般会計、特別会計ごとそれぞれ一の法人が行う事業とみなされるということで第1項に記載があります。先ほど払わなくていいといった理由が同法の第60条第6項に一般会計に係る事業については、その課税期間の課税標準に対する消費税額から控除することのできる消費税の合計額、いわゆる仕入れにかかる消費税額を当該課税標準額に対する消費税額、売上にかかる消費税額と同額とみなすという規定がございます。これが同法の第6項、ですから仕入に係る消費税額と売上にかかる消費税額が同額ということでございますので、差し引きゼロになるということで納めなくていいという考え方が、消費税法の第60条に記載されている内容でございます。

ちなみに一般会計は申告、納付の必要がなく記帳の義務もないということで、これは同法の第7項に記載がありますので、一般の民間事業者とは多少異なっているという規定が消費税法の第60条に記載されているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 後半にありました下水道の部分についてはこれから検討課題としておさえさせていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

後藤君。

○12番（後藤 勲君） 28ページのときわパークゴルフ場の関係なんですけど、1回券が310円ということで10円上がっているんですけど、これ1人につきということになって、その下に回数券もありますけどこれは町民に限ると書いてあるんですけど、これなんでここ線が引いて、同じ町民に限るという形にならないのか、町外の人たちは買えないということなのか、どうなのかそのへん教えていただきたいんですけど。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

体育施設使用料につきましては、平成18年の施行時点でこういった区分でスタートして

おります。ときわパークゴルフ場に限らず体育施設の有料化がスタートして10年ちょっと経っております。これまでの間、例えば施設面での課題とか料金の課題とか後藤議員がおっしゃったように、町民に限る、町民に限らない、そういった区分のあり方とかそういったものが少なからず課題として出ているのは現状だというふうにこちらのほうではおさえておりますので、現在、体育施設全般の使用料、それから建物の維持管理も含めて全体的な見直しというものの検討作業をいま進めている段階です。今ご指摘のありました、回数券、シーズン券の町民に限るという部分も多く町の外からの利用者からも回数券、シーズン券の購入ができるような、そういったご意見もいただいておりますのでそのことも含めて今検討している最中であります。

○議長（菊地誠道君） 後藤君。

○12番（後藤 勲君） いろいろそういう苦情も入っているみたいなんで改善しなきゃなんないというような形も見えてきましたけども、もう8月ですよ。ということは検討してる検討してるということだけではもう終わってしまうので、できるだけそういう面については明確にさせていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 8番、深見です。

ほとんど館田議員が代表質問的に網羅して質問してくださったのですが、私も同様の質問をしたいというふうに思っていました。

1つは、先ほど企画財政課長から消費税納入、議案第41号については下水道を省いて義務付けられていないというこの問題なのですが、私は8%になるときにも反対しました。ほとんどが住民サービスにかかわるような内容なんですね。それで企画財政課長にお伺いするのがいいのか町長に伺うのがいいのかと思うのですが、どういう町の考えでね機械的に2%の増税を決めちゃうのかと、別に罰則規定はないわけですよ、増税しなくたって。その考えを一つ聞きたいと、これは賛否に非常に影響する内容ですので、町の姿勢を伺いたいと。よっぽど町の財政が厳しいので少しでも税をあまねくとるっていう、そういう考えなのかね、それともあんまり考えないで機械的に2%上乗せしたのかっていう、そういうことにも触れて一つ伺いたいと思います。

それから先ほど平成30年度の内容で5億3,900万で3,930万消費税として入ってくる。下水道はちょっと別としてもね。今度2%を転嫁したときに2%分について言えばね、町民にどれだけの増税が賦課されていくのかということ。金額が出せたら教えていただきたい。この2点です。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

また簡潔にお答えすると怒られるかもしれませんが、消費税を上げる部分でございます

が、一応先ほども申し上げましたが、消費税法第60条第1項で地方公共団体も課税事業者であるというお答えをしております。課税事業者である以上消費税を転嫁するという法令に基づき適切に処理しなければならないものと私ども理解をしておりますので、そういった考えに基づき転嫁をしているものでございます。

それと2点目の部分でございますが、先ほど私、館田議員の質問にお答えしましたが、平成30年度決算ベースでの使用料等で5億3,900万ほど使用料の収入があるとお答えしました。そのうち8%ベースで考えると3,990万円ほどが消費税相当分になるとお答えしたと思います。

5億3,900万のうち牧場施設使用料、キャンプ場使用料、バス使用料、この3本で約5億3,295万というふうになり、全体の98.9%を占めておりますけれども、この時点での消費税が8%相当分で考えると3,940万ということになろうかと思えます。その中で一応計算して10%相当で計算して見ますと約4,930万ということになりますので2%転嫁した場合、1,000万とはいきませんが約990万ほど消費税が上乗せされるものと見込んでおります。ですから5億3,900万の全ての使用料でいってもほぼ1,000万ほどが2%転嫁することによってふえる使用料かというふうに見込んでいところでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 2点目はわかりました。これだけの負担分があるということですが、1点目がですね、60条をだしてそういう説明をされましたけれども、再三、館田議員の答弁にもありましたようにね、義務や罰則規定はないと。つまり自治体の裁量でこの2%上げるとか上げないとかということを判断できるだということですよ。それで間違いはないですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思えます。

私どもの考えで行きますと、罰則等がないからそれじゃあ守らなくていいのかということになればですね、私ども自治体職員とすれば皆様に法令遵守を呼びかけているというか、みずからが基本となり施行する側の立場とすれば、罰則がないからやらない、じゃあ何のための法律なんだとなろうかと思えますけれども。私ども一応そういう立場上の部分でいきますと、法令遵守ということの考えでいきますと、この考えには変わりはないということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 最後の質問です。いまの答弁なんですけどね、期待した答弁じゃないんですが、結局ね、さっき町長に答弁してほしいなと思ったのは国の非常に曖昧としたおおざっぱなそういう文言に基づいて法令遵守という言い方をしたんですけれども、私はこの課長が言われるところの法令遵守と、それから住民の福祉や暮らしを守るという自治体本来の任務とをてんびんにかけて、どちらをとるのかということはどういう判断で

2%上げるということを決めたのか、そのことを伺いたかったんです。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

消費税の導入につきましては、国が今、国の財政が逼迫している状況の中で、超高齢化社会を迎える中での財源が不足しているのが皆さんもご存じのように、それが最優先だったということだと思いますし、私もそれについては当然なんらかの財源がなければ、国がやっている民生安定のためのいろんな福祉施策等が実現できないという状況に差し迫っているということについては私は間違いないと思っておりますので、その財源として消費税、かなりの紆余曲折はありましたが、その中でいろんな議論をされてようやくこの時期を迎えたんだと思います。やはりこれからも超高齢化社会の中でどうやって財源を支えていくか、今までは十数人で1人の高齢者を支えていたんですけれども現在はもう1点何人で一人とか、そういう時代になったときにこういう広くお金を集める方法は当然さけて通れないんだなというふうには私は思っていますので、今細かい部分については武山課長のほうから説明いたしました、それにのっとって私どもも責任ある判断をさせていただいたというふうを考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

6番・鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） およそこの条例、理解しましたけれども5条の育成牧場条例の一部改正の関係で伺いたいんですが、うちの町は基幹産業が酪農業であるという部分からすると、先ほど武山課長のほうからですね5億3,900万のうちのほぼが牧場使用手数料に入っているという大きなウエイトを占めているわけですけれども、本町の基幹産業を守るとい部分からすると、この提案は正直言うと外せなかったのかなという気がするものですから、その辺の考え方を一律に2%を上げるという考え方にしたのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

使用料のうちの9割超えが牧場の使用料ということで、昨年度でも5億を超える使用料となっております。その部分、基幹産業ということで2%を転嫁しなくてもどうなんだという議論かもしれませんが、牧場の使用料につきましてはそれらを当然のごとくかかる経費、燃料費から人件費含めていろいろな経費をまかなっております。その中では今後消費税が上がったときにそこは支払いのほうで多くなっていくとなると、穴埋めが当然できなくなります。という部分もございますのでそこについては、今回の2%上がるという部分については、同じく上げさせていただかないと牧場の経営としても苦しいという状況がありますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「議長、8番」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論がございますので、まず本案に反対者の発言を許します。

深見君。

○8番(深見 迪君)(登壇) 8番、深見 迪です。私は町施設の利用料や手数料について、さらには各種の消費税増税による値上げを行う議案に反対する立場で討論いたします。

先ほどの町長の答弁をお聞きしましたら国の財源を確保するためというようなことをおっしゃいました。国の財源を確保するために例えば高校生の20円の値上げ、こんなのが必要なのかというような気がします。標茶町議会では平成30年度第4回定例会で地域経済等に打撃的な影響を及ぼすとして、ことし10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書が可決し、国の関係機関に送付しました。消費税増税を行えば、暮らしも経済も破壊されます。消費税増税そのものに反対です。10月からの消費税増税を標茶町も一緒になって進めることを認めるべきではありません。それは意見書送付で示されたように議会の意思を尊重することでもあります。

議案では町有バス、各種町施設の使用料など、町民の暮らしや健康、文化的、体育的活動にかかわる値上げが提案されております。いずれも標茶町民が健やかに安心して暮らせるまちづくり、活気や笑顔あふれるまちづくりに逆行するものであります。一般会計で扱う公共料金分、利用料等などは法律で納入しなくてもよいことになっています。10%を転嫁しないことで町財政に実害はありません。

以上の理由で消費税増税による値上げの条例案に反対する討論とさせていただきます。

皆さんのご賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○議長(菊地誠道君) 次に本案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

討論がありましたので、本案は起立により採決いたします。

議案第41号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案可決されました。

◎議案第42号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第42号を議題といたします。

本案について提案内容の説明を求めます。

病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君）（登壇） 議案第42号の提案趣旨並びに内容について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）が平成28年11月28日に公布され、消費税及び地方消費税率が8%から10%への引き上げの施行日が平成31年10月1日、現在でありますと令和元年10月1日とされたことから、税負担を適正に転嫁する観点から、本条例別表の町立病院使用料及び手数料に係る税率について改めるものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第42号 標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
次ページへまいります。

標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町病院事業の設置等に関する条例（昭和43年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附則といたしまして、

この条例は、令和元年10月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第42号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので本件は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案可決されました。

◎議案第43号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第43号を議題といたします。

本案について提案内容の説明を求めます。

水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君）（登壇） 議案第43号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は標茶町水道事業給水条例の一部改正で、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律等の公布により、消費税及び地方消費税をあわせた税率が8%から10%に改定となり、令和元年10月1日から施行されることを受け、税率引き上げ分を給水装置工事費及び水道料金に適正に転嫁するため、所要の改正を行うものでございます。

また、水道法施行規則の一部改正に伴い布設工事監督者の資格から技術士法に定める二次試験において上下水道部門の選択科目から水道環境が削除されたため、所要の改正をあわせて行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の16ページ及び議案説明資料34ページ、35ページを参照願います。

議案第43号 標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例

標茶町水道事業給水条例（平成10年標茶町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条は町長が施行する給水装置工事の工事費です。

第23条が水道料金となっています。

第9条第1項及び第2項並びに第23条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第38条は布設工事監督者の資格です。

第38条第7号中「工業用水道または水道環境」の「または水道環境」を削除し、「工業用水道」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は令和元年10月1日から施行する。ただし第38条第7号の改正規定は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(水道料金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の第23条第1項の規定にかかわらず、施行の日前から継続して使用している者の令和元年10月検針の水道料金については、なお従前の例による。

(布設工事監督者の資格に関する経過措置)

3 この条例による改正後の第38条第1項の規定にかかわらず、施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択した者については、なお従前の例による。

以上で、議案第43号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので本件は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第43号は原案可決されました。

◎議案第44号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第44号を議題といたします。

本案について、提案内容の説明を求めます。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君）（登壇） 議案第44号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律などの公布により、消費税及び地方消費税を合わせた税率が8%から10%に改定となり、令和元年10月1日から施行されることを受け、税率引き上げ分を河川占用料等に適正に転嫁するため、所要の改正を行うというものでございます。

なお、河川占用料において消費税及び地方消費税を転嫁するのは、占用期間が1月未満のものとされていることから、条文の整理をあわせて行っております。

以下、内容について別冊の新旧対照表と合わせてご説明いたします。

議案18ページ、説明資料36ページをご覧ください。

議案第44号 標茶町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町普通河川管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

別紙でございます。

標茶町普通河川管理条例の一部を改正する条例

標茶町普通河川管理条例（平成12年標茶町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正内容を説明いたします。

第1条につきましては、「標茶町」の次に（以下「町」という。）を加えるものです。

第2条第2号、第3条第1項、及び同条第2項、第18条、並びに第22条につきましては、「標茶町長」を「町長」に改めるものです。

第2条第3号、第3条第2項、及び第17条につきましては、「標茶町」を「町」に改めるものです。

第21条の占用料等の規定につきましては、全文を改正するもので、消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられることによる改正と、消費税及び地方消費税を加算するのは1月未満の河川占用料のみであることは従前と変わりませんが、その記載を改めるものでございます。

また、従前はただし書きで占用料等を徴しない規定、第2項で減免の規定を設けておりましたが、それを改め、第2項に減免規定として整理したものでございます。

（占用料等）

第21条 町長は、第8条第1号、第2号及び第4号の規定による許可を受けた者から別表により算定して得た額の占用料または採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。ただし、第2号による許可を受けた者の占用の期間が1月に満たない場合にあつては、別表により算定して得た金額に100分の110を乗じて得た額（その金額に10円未満の端数が

生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)の占用料等を徴収する。

第2項 町長は、次の各号に該当するときは、占用料等を減免することができる。

(1)では、国、道または市町村等が収益を目的としない事業のためにするとき。

(2)では、その他特別の事由があると認めるときとするものです。

附則でございます。

この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

以上で、議案第44号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(菊地誠道君) これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

館田君。

○7番(館田賢治君) この占用料なんですけれども、年間どのくらいあるのかということと、どんな場合に河川の占用料が発生しているのか、そうあるものではないなと思うんですけど。その辺の内容をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長(菊地誠道君) 建設課長・富原君。

○建設課長(富原 稔君) 河川占用料の金額についてのご質問でございます。

占用料につきましては道路占用料と同じく電柱等の占用の金額が年間1万5,000円。その他河川占用としまして、北電の鉄塔、あとはホテルを運営している方の河川における通路、あとは放牧地、馬場、あと農家を運営されている方の採草地等の占用料となります。それにつきましては年間で1万6,000円程度、いずれも消費税の課税対象外となっております。

以上です。

○議長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので本件は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第44号は原案可決されました。

◎議案第45号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第45号を議題といたします。

本案について提案内容の説明を求めます。

水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君）（登壇） 議案第45号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正で、下水道条例の改正に伴い、手数料に係る適用条文が異動となったため、所要の整備を行うものでございます。また、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律等の公布により消費税および地方消費税を合わせた税率が8%から10%に改定となり、令和元年10月1日から施行されることを受け、消費税引き上げ分を使用料に適正に転嫁するための所要の改正をあわせて行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の21ページ及び議案説明資料の39ページをお開きください。

議案第45号 標茶町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

標茶町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成13年標茶町条例第1号）

の一部を次のように改正する。

第11条が手数料です。

第11条中、「第22条」を「第28条」に改める。

第15条が使用料の算定方法となっています。

第15条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附則

（施行期日）

第1項 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（集落排水使用料に関する経過措置）

第2項 この条例による改正後の第15条第1項の規定にかかわらず、施行の日前から継続して使用している者の令和元年10月検針の集落排水使用料についてはなお従前の例によ

る。

以上で、議案第45号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので本件は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第45号は原案可決されました。

◎議案第46号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。議案第46号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第46号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、固定資産評価員の選任についてであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第46号 固定資産評価員の選任について

下記の者を固定資産評価員に選任したいので、地方自治法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町字熊牛原野16線西1番地47、氏名は牛崎康人。生年月日は昭和36年3月3日であります。

固定資産評価員はこれまで副町長が担当しており、副町長不在の間について最適任者として税務課長を選任しておりました。

6月定例会において副町長が決定しましたので、固定資産評価員として選任を願うべくご提案を申し上げる次第であります。ご審議をいただきご同意を賜りますようお願いを申し上げ議案第46号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

(何事かいう声あり)

○町長（佐藤吉彦君） 大変失礼いたしました。

議案の説明の中での根拠法令につきましては、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定によってでございます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決をいたします。

本案は起立により採決いたします。

本案について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案同意されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和元年標茶町議会第3回臨時会を閉会いたします。

(午前11時45分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 4 番 松 下 哲 也

署名議員 5 番 熊 谷 善 行

署名議員 6 番 鈴 木 裕 美